

令和6年度

新潟県の水道

(令和7年3月31日現在)

新潟県福祉保健部生活衛生課

はじめに

水道は健康で文化的な日常生活を営むために必要不可欠な施設であり、社会活動や経済活動を支える社会基盤施設としても重要な役割を果たしております。

本県の水道普及率は、令和7年3月末で99.5%と全国平均を上回る水準となっておりますが、今後も給水人口は減少が続くことが見込まれ、料金収入の更なる減少の他、施設の老朽化、技術職員の減少など、水道事業を取り巻く環境は様々な課題に直面し、大変厳しい状況にあります。加えて、近年は全国的に断減水を伴う大規模な災害も頻発しております。

県としても、このような状況を踏まえ、安全で衛生的な飲料水が安定的に供給されるよう、水道事業の基盤を強化するための諸施策を推進してまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、これまで次々年度末に発行しておりました「新潟県の水道」につきまして、より新しい情報を発信するために、このたびから1年度分前倒して発行することといたしました。

このたび、「令和6年度新潟県の水道」の作成に当たりまして、御協力いただきました水道事業者を始め関係各位に厚く御礼を申し上げますとともに、本書が多くの方々に広く活用されれば幸いです。

令和8年3月

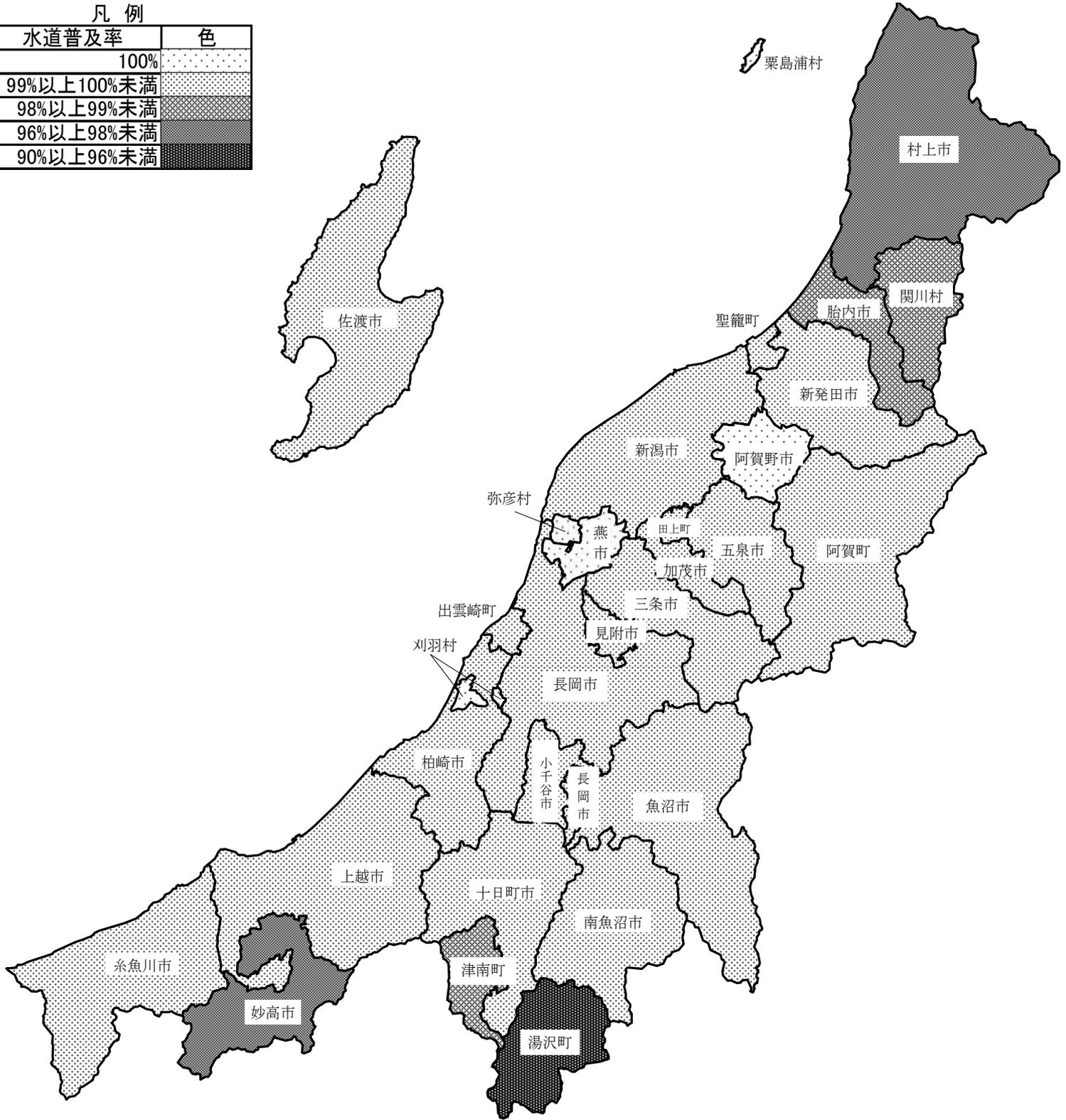
新潟県福祉保健部生活衛生課長

白井 和也

市町村別水道普及率

凡例

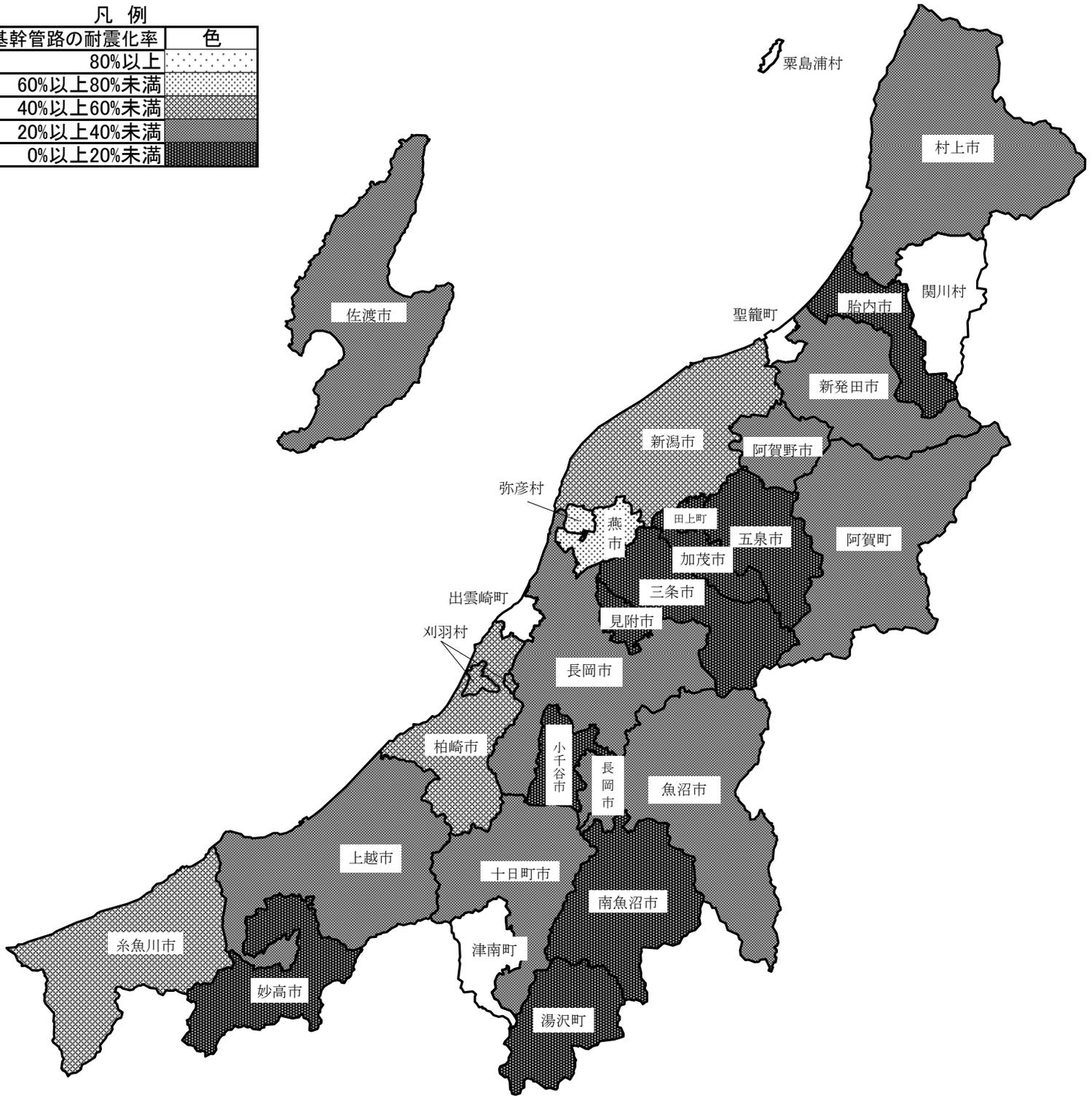
水道普及率	色
100%	
99%以上100%未満	
98%以上99%未満	
96%以上98%未満	
90%以上96%未満	



市町村別基幹管路の耐震化率（上水道事業のみ）

凡例

基幹管路の耐震化率	色
80%以上	点状模様
60%以上80%未満	斜線模様
40%以上60%未満	縦線模様
20%以上40%未満	横線模様
0%以上20%未満	無模様



※1 聖籠町は基幹管路を有しないため対象外

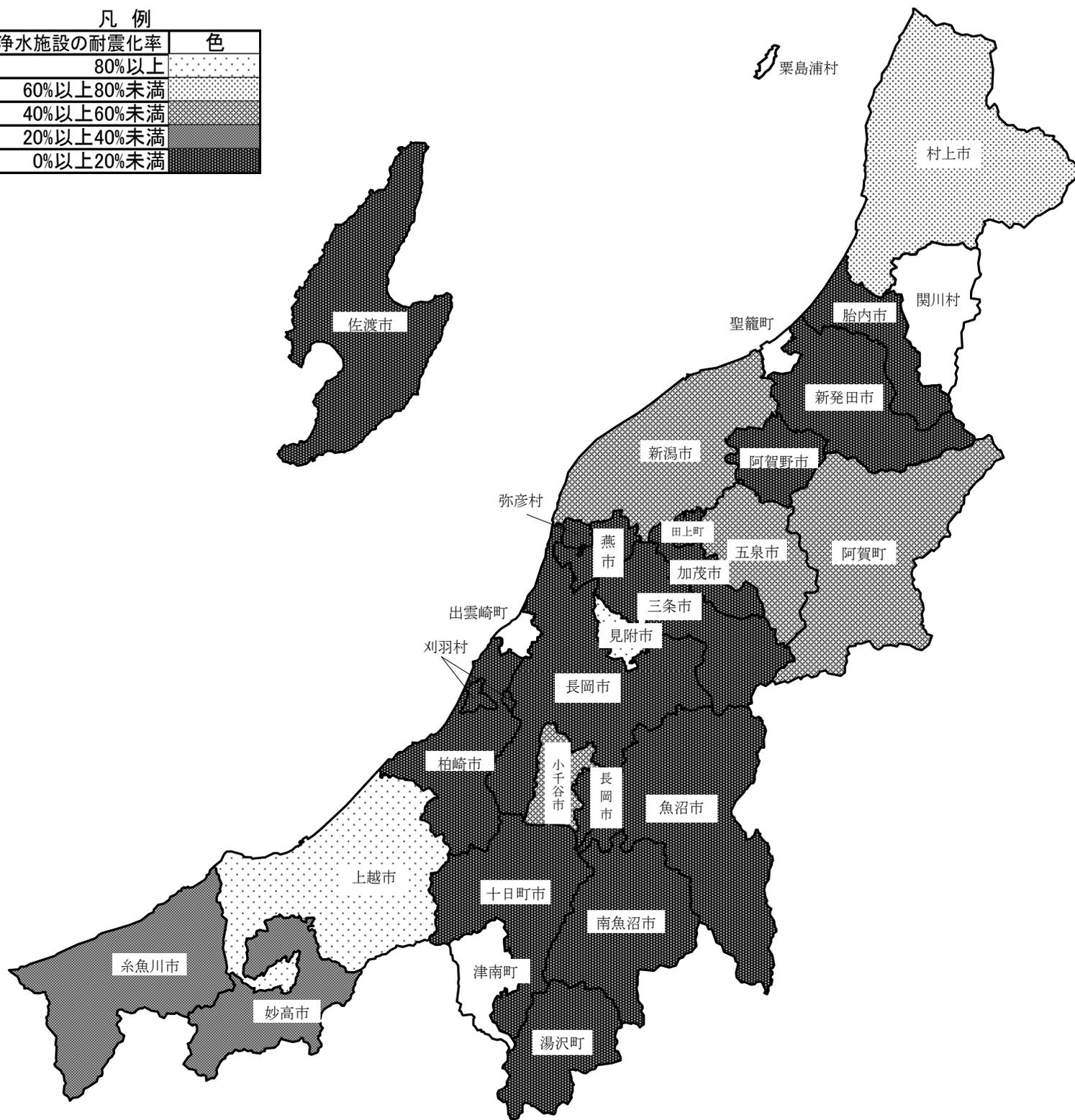
※2 関川村、出雲崎町、津南町、粟島浦村は上水道事業を有しないため対象外

※3 刈羽村は柏崎市上水道事業から給水を受けているため柏崎市に含めた。

市町村別浄水施設の耐震化率（上水道事業のみ）

凡例

浄水施設の耐震化率	色
80%以上	点状
60%以上80%未満	斜線
40%以上60%未満	縦線
20%以上40%未満	横線
0%以上20%未満	無地



※1 聖籠町は浄水施設を有しないため対象外

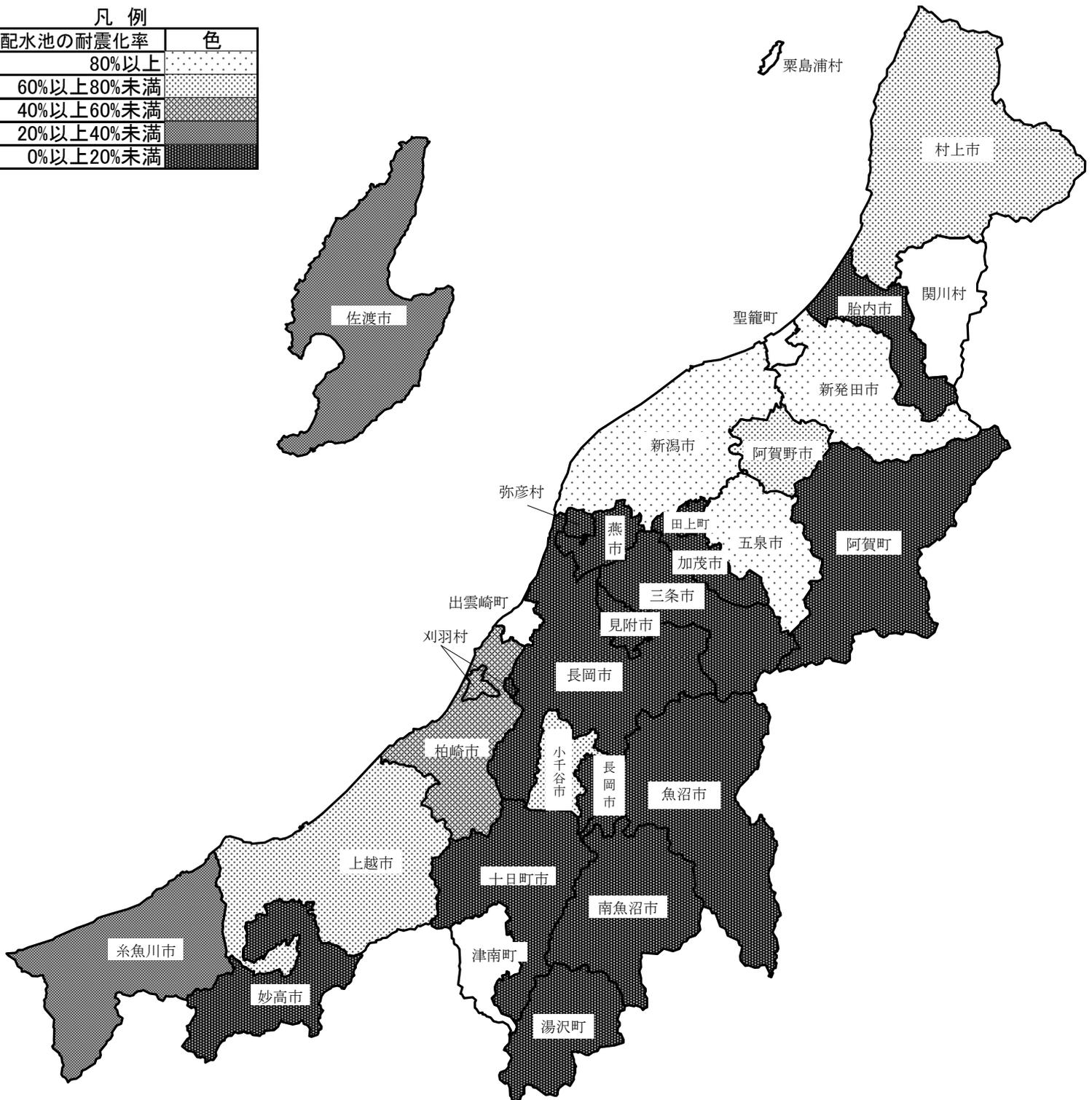
※2 関川村、出雲崎町、津南町、粟島浦村は上水道事業を有しないため対象外

※3 刈羽村は柏崎市上水道事業から給水を受けているため柏崎市に含めた。

市町村別配水池の耐震化率（上水道事業のみ）

凡例

配水池の耐震化率	色
80%以上	
60%以上80%未満	
40%以上60%未満	
20%以上40%未満	
0%以上20%未満	



※1 聖籠町は配水池を有しないため対象外

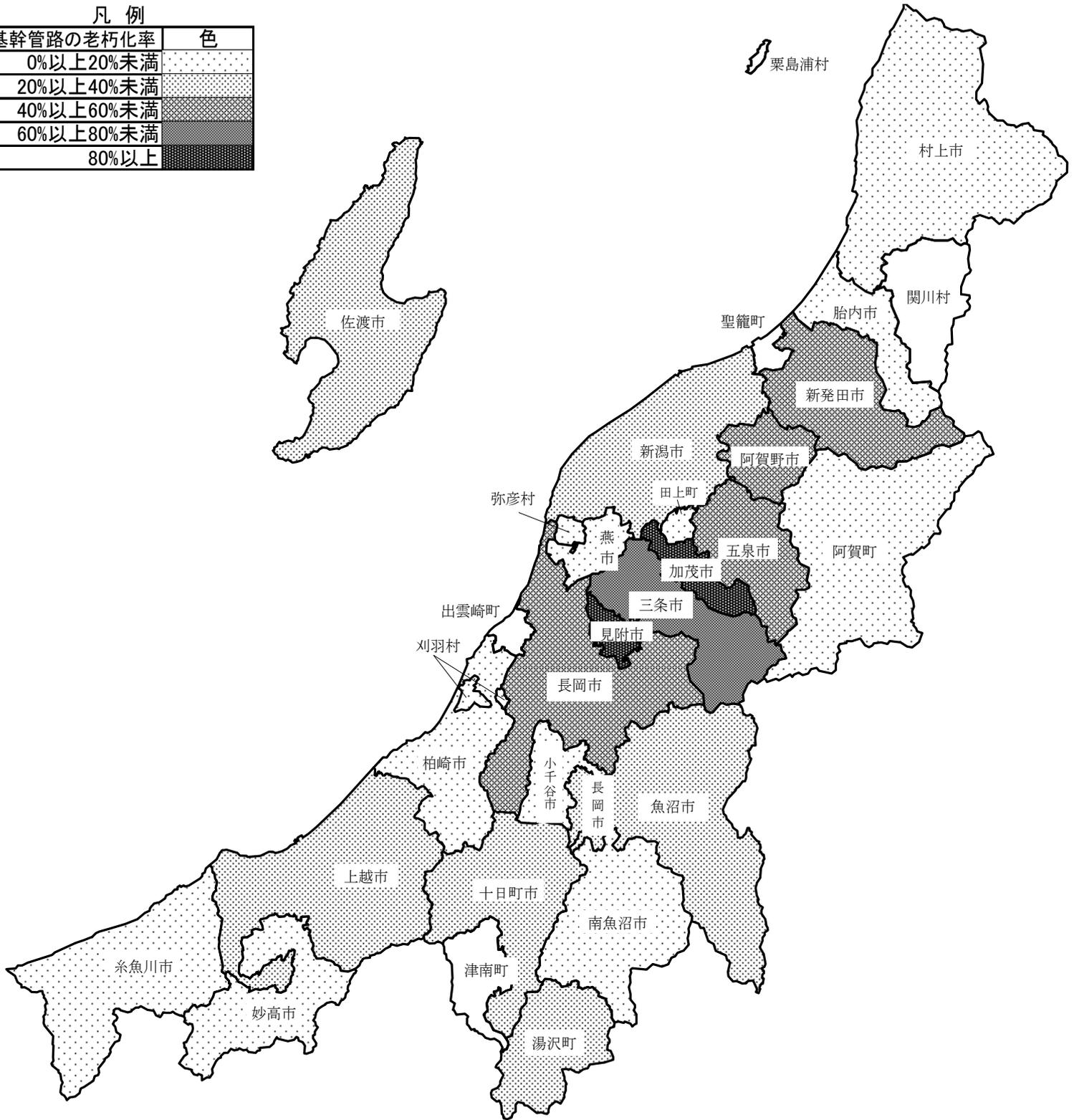
※2 関川村、出雲崎町、津南町、粟島浦村は上水道事業を有しないため対象外

※3 刈羽村は柏崎市上水道事業から給水を受けているため柏崎市に含めた。

市町村別基幹管路の老朽化率（上水道事業のみ）

凡例

基幹管路の老朽化率	色
0%以上20%未満	点状
20%以上40%未満	斜線
40%以上60%未満	格子
60%以上80%未満	縦線
80%以上	横線



※1 老朽管は法定耐用年数(40年)を超えた管路

※2 聖籠町は基幹管路を有しないため対象外

※3 関川村、出雲崎町、津南町、粟島浦村は上水道事業を有しないため対象外

※4 刈羽村は柏崎市上水道事業から給水を受けているため柏崎市に含めた。

目 次

用語の定義、各表の諸元	1
-------------------	---

I 総 論

第 1 章 水道の普及状況と推移	5
1 水道数	5
2 普及状況	5
3 令和 6 年度水道認可・届出一覧	11
第 2 章 国土交通省水道施設国庫補助制度	12
1 令和 6 年度国庫補助事業総覧	12
2 年度別国庫補助事業の推移	15
第 3 章 水道用水供給事業	18
第 4 章 上水道事業	21
1 事業数及び概要	21
2 普及状況	23
3 水道料金	24
4 施設整備の状況	25
5 給水状況	27
6 財政状況	30
第 5 章 簡易水道事業	36
第 6 章 専用水道、小規模水道	43
1 専用水道	43
2 小規模水道	43

II 水道施設現況調査結果（概要）

1 上水道	47
(1) 基本計画と水道普及	48
(2) 水道料金及び施設整備の状況	50
(3) 給水状況（取水量及び浄水量）	52
(4) 給水状況（給水量）	54
2 簡易水道	57
3 専用水道	63
4 小規模水道	67
参考資料	69

用語の定義、各表の諸元

本書は、令和6年度水道統計調査(公益社団法人日本水道協会、令和7年3月31日現在)に基づいて作成した。

各表に用いられた諸元は次による。

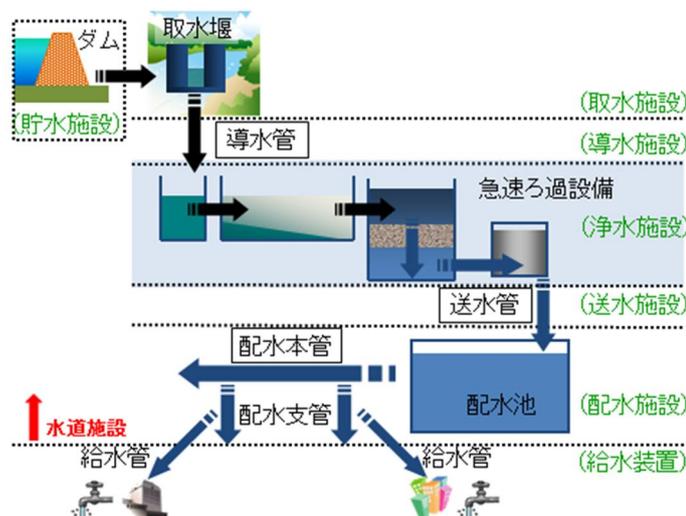
(1) 水道の種類

- 上水道; 計画給水人口(水道事業の計画にあたって、給水すべき対象として計画された居住人口)5,001人以上の水道
- 簡易水道; 計画給水人口(水道事業の計画にあたって、給水すべき対象として計画された居住人口)101人以上5,000人以下の水道
- 小規模水道; 新潟県小規模水道条例に基づく許可を受けた計画給水人口30人以上100人以下の水道
- 専用水道; 自家用水道で、居住人口が101人以上のもの(病院、マンション等)又は一日最大給水量が20m³を超えるもの
- 用水供給事業; 水道事業者への人の飲用に適する水を供給する事業

(2) 水道施設の分類

- 取水施設; 水道原水を取り入れるための施設
例) 取水堰、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、取水埋渠など
- 貯水施設; 必要量の水道原水を貯留するための施設
例) ダム、湖沼など
- 導水施設; 取水施設を経た水道原水を浄水施設まで導く施設
例) 導水管、導水ポンプ、原水調整池など
- 浄水施設; 水道原水を飲用に適するように処理する施設
例) 塩素消毒設備、急速ろ過設備、緩速ろ過設備、紫外線処理設備、膜ろ過設備、活性炭処理設備、除鉄・除マンガン処理設備など
- 送水施設; 浄水施設から配水池まで浄水を送る施設
例) 送水ポンプ、送水管など
- 配水施設; 主に次の施設で構成され、浄水を貯留、輸送、分配し、需要者に供給する施設
配水池: 給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために浄水を一時貯える池
配水管: 配水本管と配水支管からなり、配水本管は浄水を配水支管に輸送し、配水支管は配水本管から受けた浄水を給水装置に分岐する役割をもつ。
- 基幹管路; 導水管、送水管、配水本管を合わせたもの

水道施設の例



(3) 県推計人口及び市町村別人口は、新潟県総務部統計課資料(令和7年4月1日現在)による。

$$(4) \text{水道普及率}(\%) = \frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内総人口}} \times 100$$

(5) 原水の種類

「ダ」;ダム水、「表」;表流水、「伏」;伏流水、「浅」;浅井戸、「深」;深井戸、「湧」;湧水、「受」;浄水受水

(6) 浄水施設の別

「急」;急速ろ過、「緩」;緩速ろ過、「消」;消毒のみ、「紫」;紫外線処理、「膜」;膜ろ過、「活」;活性炭処理、「他」;除鉄・除マンガン等

(7) 水道料金体系

「用」;用途別(家庭や業務営業用等の用途別に水道料金を設定)

「口」;口径別(メーターの口径別に水道料金を設定)

「定」;定額制(使用水量に関わらず定額の水道料金を設定)

「単」;単一制(1m³の料金を均一として水道料金を設定)

「併」;用途別と口径別を併用

(8) 稼働率等(単位;%)

$$\text{稼働率} = \frac{\text{最大給水量}}{\text{施設能力}} \times 100$$

$$\text{負荷率} = \frac{\text{平均給水量}}{\text{最大給水量}} \times 100$$

$$\text{有効率} = \frac{\text{有効水量}}{\text{給水量}} \times 100$$

$$\text{有収率} = \frac{\text{有収水量}}{\text{給水量}} \times 100$$

$$\text{利用量率} = \frac{\text{給水量}}{\text{取水量}} \times 100$$